

新入留学生のみなさんへ

在留カードの交付について

2012年7月9日より開始された「新しい在留管理制度」により、外国人の皆さんには新たに「在留カード」が交付されます。

このカードの交付対象は中長期在留者であり、入国時に3ヶ月以下の在留期間が決定した方や「短期滞在」の在留資格が決定された方には交付されません。

新しい在留管理制度の導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港および関西空港より入国した方には、上陸許可後にその場で在留カードが交付されますが、その他の空海港から入国した方（例：福岡空港、下関港）には、その場では在留カードは交付されません。その代わりに、パスポートに上陸許可の証印が押され、その近くに『在留カード後日交付』と記載されます。

現在すでに日本に在留している方が持つ「外国人登録証明書」は、現在外国人登録書で許可されている在留期間の満了日までの期間在留カードとみなされ（「みなし在留カード」と呼ばれます）ます。今後、入国管理局において※各種申請（例：在留期間更新、在留資格変更など）を行う際に、在留カードが交付されます。

また、希望者については、随時入国管理局に申請を行い切り替えることができます。（くわしくは、入国管理局ウェブサイトをご覧ください）

リンク http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/point_1-2.html

※ 資格外活動許可申請時は、在留カードの交付は行われません。これまで同様、パスポートに許可印を貼付して許可が行われます。

入国管理局名	住 所	TEL&FAX
広島入国管理局 下関出張所	〒750-0066 山口県下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎 3階	TEL:083-261-1211 FAX:083-267-1255
福岡入国管理局 北九州出張所	〒803-0813 福岡県北九州市小倉北区内 5-3 小倉合同庁舎	TEL:093-582-6915 FAX:093-582-5935

※ 受付時間 9時～12時、13時～16時（土・日曜日、休日を除く）

市役所での手続き

居住地の届け出

新しく日本に入国した方、または他の市区町村から転入した方は、入国後、または転入後、住居地を定めた日から14日以内に住居地の市区町村の窓口で、各市区町村が定めた様式を用いて住居地に届出を行う必要があります。

届け出が行われた後、約1週間で入国管理局から「在留カード」が住居地宛てに郵送されます。（送付のための手数料や郵便代金を自己負担する必要はありません。）

必要な書類等

- ・住民移動届（市役所の窓口にあります）
- ・在留カード（すでに所有している場合）
- ・パスポート（「在留カード後日交付」と記載されている場合は必ず持参）
- ・印鑑
- ・転出証明書（他の地区町村から引越しをしてきた場合
同一市内、下関市内から下関市内への転居等の場合は必要ありません）

新入留学生のみなさんへ

国民健康保険の加入

在留資格を3月以上の期間有する者はすべて、国民健康保険に加入することになっています（2012年7月9日以降）。

この保険に加入するには保険料が必要ですが、加入することにより、治療費の自己負担額は30%になります。

さらに、国民健康保険には、同月内、同一病院における本人負担が一定の金額を超える場合は、その超えた額が請求により払い戻される「高額療養費制度」もあるので、大きな病気や入院した場合に有利です。

- ※ 手続きは、市役所で行ってください。
住居地の届出を済ませていない人は、先に済ませてください。
- ※ 保険料については、各人の前年所得により異なりますので、詳細は居住する市役所へお問い合わせください。
- ※ 保険料の支払いは、銀行又は郵便局の口座からの自動振替にしておくとう便利です。自動振替の手続きは、市役所に尋ねてください。

必要な書類等

- ・ 国民健康保険被保険者移動届（市役所の窓口にあります）
- ・ 在留カードまたはパスポート（「在留カード後日交付」と記載されている場合）

国民年金

日本国内に住んでいる（住民票がある）20歳から60歳までの人は、国民年金に加入することになっています。

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は、「学生納付特例制度」を利用することで支払いの猶予ができます。詳細は居住する市役所の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

- ※ 参考：日本年金機構ウェブサイト
リンク <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1791>

その他・学外での手続き

銀行口座の開設

銀行の口座開設の際には、在留カードもしくは住民票の写しなど、住所・氏名・生年月日を公的に証明する書類を持参してください。

また、奨学金を受給するために口座を開設する場合は、金融機関が指定されている場合がありますので、ご注意ください。

携帯電話の契約

携帯電話の契約をする場合は、銀行口座を先に開設しておいてください。